

## 一般職の国家公務員の事由別・種類別懲戒処分数(令和5年1-3月)

(単位:人)

処分事由 \ 処分の種類	免職	停職	減給	戒告	計
一般サービス関係 (欠勤、勤務態度不良等)		2 (4)	12 (11)	9 (2)	23 (17)
通常業務処理関係 (業務処理不適正、報告怠慢等)		1	2 (3)	1 (1)	4 (4)
公金官物取扱関係 (紛失、不正取扱等)				(1)	0 (1)
横領等関係	1		(2)		1 (2)
収賄・供応等関係 (倫理法違反等)		(2)	(2)	2	2 (4)
交通事故・交通法規違反関係	1 (1)	3 (5)	4 (5)	6 (3)	14 (14)
公務外非行関係 (窃盗、暴行等)	2 (1)	5 (5)	12 (14)	8 (7)	27 (27)
監督責任関係			1 (2)	(1)	1 (3)
計	4 (2)	11 (16)	31 (39)	26 (15)	72 (72)

注1：処分事由が複数ある事案については、主たる事由で分類している。

注2：（ ）は、令和4年同期の数である。